

第1章 総 則

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、風水害等の災害に対処するため、防災に関し必要な体制を確立するとともに、とるべき措置を定め、総合的かつ計画的な防災事務又は業務の遂行により、つがる市の地域並びに住民の生命、身体及び財産を風水害等の災害から保護し、被害を軽減して郷土の保全と住民福祉の確保を期することを目的とする。

また、計画の実施に当たっては、災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するために、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要であり、住民、企業、団体等の関係機関が連携を強化して、時機に応じた重点課題を設定するなどし、日常的に減災のための市民運動の展開を図るものとする。

第2節 計画の性格

この計画は、風水害等の災害に係るつがる市の防災に関する基本計画であり、その性格は次のとおりである。

なお、地震・津波防災計画及び火山防災計画は別編とする。

- 1 県の地域防災計画に基づいて作成し、指定行政機関等の防災業務計画と整合性をもたせたものである。
- 2 災害対策基本法及び防災関係法令に基づき、つがる市の地域に係る防災に関する諸施策及び計画を総合的に網羅しつつ体系的に位置付けし、防災関係機関の防災責任を明確にするとともに、その相互の緊密な連絡調整を図る上での基本的な大綱を示したものであり、必要と認められる細部の事項については、つがる市災害対策本部の各部及び各防災関係機関において定めることを予定しているものである。
- 3 風水害等の災害に迅速かつ的確に対処するため、常に社会情勢の変化等を反映させる必要があることから、毎年検討を加え、必要の都度修正するものである。
- 4 つがる市及び防災関係機関は、この計画の目的を完遂するため、平素から自ら若しくは関係機関と共同して調査研究を行い、あるいは訓練の実施又はその他の方法によりこの計画の習熟に努める。

第3節 計画の構成

この計画の目的を達成するため、次の項目をもって構成する。

1 防災組織（第2章）

防災対策の実施に万全を期するため、つがる市及び並びに防災関係機関の防災組織及び体制等について定めるものである。

2 災害予防計画（第3章）

風水害等の災害が発生した場合の被害の軽減を図るため、つがる市及び防災関係機関等の施策、措置等について定めるものである。

3 災害応急対策計画（第4章）

風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害の発生を防御し、又は被害の拡大を防止するため、つがる市及び防災関係機関等が実施すべき応急的措置等について定めるものである。

4 雪害対策、事故災害対策計画（第5章）

雪害、事故災害に係るつがる市及び防災関係機関等の予防対策及び応急対策について定めるものである。

5 災害復旧対策計画（第6章）

被災した施設の応急復旧終了後における原形復旧に加え、再度の被害発生防止並びに民生の安定及び社会経済活動の早期の復旧・復興を図るため、つがる市及び防災関係機関等が講じるべき措置について定めるものである。

第4節 各機関の実施責任

この計画において、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体等並びに住民の果たす責任について定める。

なお、防災業務の推進に当たっては、男女双方の視点に配慮し、施策の方針・決定過程及び現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努めるものとする。

1 市

市は、市の地域並びに市の住民の生命、身体及び財産を風水害等の災害から保護するため、防災の第一次的責務者として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。

2 県

- (1) 県は、県の地域並びに県の住民の生命、身体及び財産を風水害等の災害から保護するため、災害が市町村域をこえ広域にわたるとき、災害の規模が大きく市町村で処理することが不相当と認められるとき、あるいは市町村間の連絡調整が必要なときなどに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その総合調整を行う。
- (2) 県出先機関は、市の地域並びに市の住民の生命、身体及び財産を風水害等の災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施するとともに、市の防災活動が円滑に行われるよう助言等を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、市の地域並びに市の住民の生命、身体及び財産を風水害等の災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、市の防災活動が円滑に行われるよう助言等を行う。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、市の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

5 公共的団体等及び住民

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等は、平素から風水害等の災害に対する防災力向上に努め、災害時には災害応急対策活動を実施するとともに、市その他の防災関係機関の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

また、住民は、「自らの身の安全は自らが守る」との自覚を持ち、平時より風水害等の災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動しそれぞれの立場において防災に寄与するよう努める。

第5節 市及び防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

市及び市内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱並びに関係する指定地方行政機関等の業務の大綱は、次のとおりとする。

機 関 名		処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
市	つ が る 市	1 防災会議に関すること 2 防災に関する組織の整備に関すること 3 防災に関する調査、研究に関すること 4 防災に関する施設、設備及び資機材の整備に関すること 5 指定避難所及び指定緊急避難場所の指定に関すること 6 防災に関する物資等の備蓄に関すること 7 防災教育、防災思想の普及、防災訓練及び災害時のボランティア活動に関すること 8 要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいう。以下同じ。）の安全確保に関すること 9 避難行動要支援者に係る名簿の作成等避難支援に関すること 10 災害に関する予報・警報等情報の収集・伝達及び被害状況の調査、報告に関すること 11 水防活動、消防活動に関すること 12 災害に関する広報に関すること 13 避難指示等に関すること 14 災害救助法による救助及びそれに準ずる救助に関すること 15 公共施設・農林水産業施設等の応急復旧に関すること 16 農林水産物等に対する応急措置の指示に関すること 17 罹災証明の発行に関すること 18 災害対策に関する隣接市町村等との相互応援協力に関すること 19 その他災害対策に必要な措置に関すること
	つ が る 市 教 育 委 員 会	1 防災教育に関すること 2 文教施設の保全に関すること 3 災害時における応急の教育に関すること 4 その他災害対策に必要な措置に関すること
消 防 機 関	つ が る 市 消 防 本 部	1 風水害、火災、その他の災害の予防、警戒及び防御に関すること
	つ が る 市 消 防 団	2 人命の救助及び救急活動に関すること 3 住民等への情報伝達及び避難誘導に関すること 4 防火対象物の保安管理の指導、監督に関すること 5 危険物の取締り及び高圧ガス等の安全指導に関すること

	機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
青 森 県	つ が る 警 察 署	1 災害に関する予報・警報等の収集・伝達及び被害状況の調査、報告に関すること 2 災害時の警備に関すること 3 災害広報に関すること 4 被災者の救助、救出に関すること 5 災害時の遺体の検視、死体調査、身元確認等に関すること 6 災害時の交通規制に関すること 7 災害時の犯罪の予防、取締りに関すること 8 避難等に関すること 9 その他災害対策に必要な措置に関すること
	西 北 地 域 県 民 局 地 域 健 康 福 祉 部	1 災害救助に関すること 2 医療機関との連絡調整に関すること 3 災害時における衛生保持及び食品衛生に関すること 4 防疫に関すること
	西 北 地 域 県 民 局 地 域 整 備 部	1 公共土木施設（河川、道路、橋梁、砂防、海岸、急傾斜地、港湾、下水道、公園等）の被害状況調査並びに応急対策及び復旧に関すること 2 水防活動に関すること
	西 北 地 域 県 民 局 地 域 農 林 水 産 部	1 農業、林業、畜産業に係る被害状況調査並びに応急対策及び復旧に関すること 2 農地及び農業用施設の被害状況調査並びに応急対策及び復旧に関すること 3 水産業に係る被害状況調査並びに応急対策及び復旧の指導、助言に関すること 4 漁港施設・漁港海岸施設・漁場施設・水産業共同利用施設等の被害状況調査並びに応急対策及び復旧に関すること
	西 北 教 育 事 務 所	1 文教関係の災害情報の収集に関すること 2 災害時における応急の教育に係る指導、助言及び援助に関すること
指 定 地 方 公 共 機 関	東 北 総 合 通 信 局	1 非常通信協議会の育成、指導に関すること 2 非常通信訓練に関すること 3 防災行政用無線局、防災相互通信用無線局、災害応急復旧用無線局及び孤立防止用無線の開局、整備に関すること 4 災害時における電気通信の確保及び非常通信の運用管理に関すること
	青 森 労 働 局 (五所川原労働基準監督署) (ハローワーク五所川原)	1 被災者に対する職業のあっせんに関すること 2 労働災害発生に伴う調査及び再発防止対策に関すること 3 被災労働者に対する災害補償に関すること 4 災害時における労務供給に関すること

	機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
指 定 地 方 公 共 機 関	農 林 水 産 省 (東北農政局青森県拠点を含む。)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡に関すること 2 農地・農業用施設及び農地海岸施設等の防災対策並びに指導に関すること 3 農業関係被害状況の収集及び報告に関すること 4 災害時における生鮮食品、種もみその他営農機材、畜産飼料等の供給あっせん及び病虫害防除の指導に関すること 5 土地改良機械の緊急貸付けに関すること 6 農地、農業用施設及び農地海岸施設の災害復旧事業の査定に関すること 7 被災農林漁業者への資金（土地改良資金、農業経営維持安定資金、経営資金、事業資金等）の融通に関すること
	東 北 森 林 管 理 局 津 軽 森 林 管 理 署	<ol style="list-style-type: none"> 1 森林、治山による災害防止に関すること 2 保安林、保安施設、地すべり防止施設等の整備及び管理に関すること 3 林野火災防止対策等に関すること 4 災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること 5 災害時における情報収集・連絡及び応急対策に関すること
	東 北 地 方 整 備 局 青 森 河 川 国 道 事 務 所 五 所 川 原 出 張 所	<ol style="list-style-type: none"> 1 公共土木施設（直轄）の整備に関すること 2 直轄河川の水防警報及び洪水情報（青森地方气象台との共同）の発表・伝達等水防に関すること 3 一般国道指定区間の維持、管理及び交通確保に関すること 4 その他公共土木施設（直轄）の災害対策に関すること 5 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施に関すること
	東 北 地 方 整 備 局 (青 森 港 湾 事 務 所)	<ol style="list-style-type: none"> 1 港湾施設及び海岸保全施設等の整備に関すること 2 港湾施設及び海岸保全施設等に係る災害情報の収集並びに災害対策の指導、協力に関すること 3 港湾施設及び海岸保全施設等の災害応急対策並びに災害復旧対策に関すること 4 海上災害の予防対策等に関すること
	東 北 運 輸 局 (青 森 運 輸 支 局)	<ol style="list-style-type: none"> 1 交通施設等の被害、公共交通機関の運行（航）状況等に関する情報収集及び伝達に関すること 2 緊急輸送、代替輸送における関係事業者等への指導・調整及び支援に関すること

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱						
指定 地方 公共 機関	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="272 241 624 674">東京航空局 〔 三沢空港事務所 青森空港出張所 〕</td> <td data-bbox="624 241 1394 674"> <ol style="list-style-type: none"> 1 航空事故防止のための教育・訓練に関すること 2 災害時における救援物資及び人員等の緊急輸送の確保措置に関すること 3 災害時における航空機による輸送の安全確保措置に関すること 4 遭難航空機の捜索に関すること 5 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること 6 飛行場における事故の消火及び救助等に関すること 7 飛行場周辺における事故に係る救助等の協力に関すること 8 航空機事故による災害に対する自衛隊災害派遣要請に関すること </td> </tr> <tr> <td data-bbox="272 674 624 987">第二管区海上保安本部 (青森・八戸)海上保安部</td> <td data-bbox="624 674 1394 987"> <ol style="list-style-type: none"> 1 海上災害の防災思想の普及啓蒙及び訓練に関すること 2 海難救助、海上消防、港則法に基づく船舶等に対する避難勧告等及び警戒区域の設定並びに救援物資及び人員等の緊急輸送に関すること 3 海上警備、海上における危険物の保安措置、流出油等の海上災害に対する防除活動及び海上交通の確保等に関すること 4 海上災害に係る自衛隊災害派遣要請に関すること </td> </tr> <tr> <td data-bbox="272 987 624 1323">青森地方气象台</td> <td data-bbox="624 987 1394 1323"> <ol style="list-style-type: none"> 1 気象、地象、地動及び水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること 2 気象、地象及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること 5 防災気象情報の理解促進及び防災知識の普及啓蒙に関すること </td> </tr> </table>	東京航空局 〔 三沢空港事務所 青森空港出張所 〕	<ol style="list-style-type: none"> 1 航空事故防止のための教育・訓練に関すること 2 災害時における救援物資及び人員等の緊急輸送の確保措置に関すること 3 災害時における航空機による輸送の安全確保措置に関すること 4 遭難航空機の捜索に関すること 5 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること 6 飛行場における事故の消火及び救助等に関すること 7 飛行場周辺における事故に係る救助等の協力に関すること 8 航空機事故による災害に対する自衛隊災害派遣要請に関すること 	第二管区海上保安本部 (青森・八戸)海上保安部	<ol style="list-style-type: none"> 1 海上災害の防災思想の普及啓蒙及び訓練に関すること 2 海難救助、海上消防、港則法に基づく船舶等に対する避難勧告等及び警戒区域の設定並びに救援物資及び人員等の緊急輸送に関すること 3 海上警備、海上における危険物の保安措置、流出油等の海上災害に対する防除活動及び海上交通の確保等に関すること 4 海上災害に係る自衛隊災害派遣要請に関すること 	青森地方气象台	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象、地象、地動及び水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること 2 気象、地象及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること 5 防災気象情報の理解促進及び防災知識の普及啓蒙に関すること
東京航空局 〔 三沢空港事務所 青森空港出張所 〕	<ol style="list-style-type: none"> 1 航空事故防止のための教育・訓練に関すること 2 災害時における救援物資及び人員等の緊急輸送の確保措置に関すること 3 災害時における航空機による輸送の安全確保措置に関すること 4 遭難航空機の捜索に関すること 5 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること 6 飛行場における事故の消火及び救助等に関すること 7 飛行場周辺における事故に係る救助等の協力に関すること 8 航空機事故による災害に対する自衛隊災害派遣要請に関すること 						
第二管区海上保安本部 (青森・八戸)海上保安部	<ol style="list-style-type: none"> 1 海上災害の防災思想の普及啓蒙及び訓練に関すること 2 海難救助、海上消防、港則法に基づく船舶等に対する避難勧告等及び警戒区域の設定並びに救援物資及び人員等の緊急輸送に関すること 3 海上警備、海上における危険物の保安措置、流出油等の海上災害に対する防除活動及び海上交通の確保等に関すること 4 海上災害に係る自衛隊災害派遣要請に関すること 						
青森地方气象台	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象、地象、地動及び水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること 2 気象、地象及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること 5 防災気象情報の理解促進及び防災知識の普及啓蒙に関すること 						
陸上・海上・航空自衛隊	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における人命及び財産の保護のための救援活動に関すること 2 災害時における応急復旧の支援に関すること 						
指定 公共 機関 及び 指定 地方 公共 機関	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="272 1451 624 1624">東日本旅客鉄道株式会社</td> <td data-bbox="624 1451 1394 1624"> <ol style="list-style-type: none"> 1 鉄道事業の整備及び管理に関すること 2 災害時における救援物資及び人員等の緊急鉄道輸送に関すること 3 その他災害対策に関すること </td> </tr> <tr> <td data-bbox="272 1624 624 1937">東日本電信電話株式会社 青森支店 エヌ・ティ・ティ・コミュニケー ションズ株式会社 株式会社NTTドコモ東北 青森支店 KDDI株式会社 ソフトバンク株式会社 楽天モバイル株式会社</td> <td data-bbox="624 1624 1394 1937"> <ol style="list-style-type: none"> 1 気象警報等の市への伝達に関すること 2 災害時優先電話の利用又は「非常電報」、「緊急電報」の優先利用に関すること 3 災害対策機器等による通信の確保に関すること 4 電気通信設備の早期復旧に関すること 5 災害時における災害時用公衆電話(特設公衆電話)の設置に関すること </td> </tr> <tr> <td data-bbox="272 1937 624 2027">日本郵便株式会社 (木造郵便局等)</td> <td data-bbox="624 1937 1394 2027"> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における郵便業務の確保及び災害特別事務取扱いに関すること </td> </tr> </table>	東日本旅客鉄道株式会社	<ol style="list-style-type: none"> 1 鉄道事業の整備及び管理に関すること 2 災害時における救援物資及び人員等の緊急鉄道輸送に関すること 3 その他災害対策に関すること 	東日本電信電話株式会社 青森支店 エヌ・ティ・ティ・コミュニケー ションズ株式会社 株式会社NTTドコモ東北 青森支店 KDDI株式会社 ソフトバンク株式会社 楽天モバイル株式会社	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象警報等の市への伝達に関すること 2 災害時優先電話の利用又は「非常電報」、「緊急電報」の優先利用に関すること 3 災害対策機器等による通信の確保に関すること 4 電気通信設備の早期復旧に関すること 5 災害時における災害時用公衆電話(特設公衆電話)の設置に関すること 	日本郵便株式会社 (木造郵便局等)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における郵便業務の確保及び災害特別事務取扱いに関すること
東日本旅客鉄道株式会社	<ol style="list-style-type: none"> 1 鉄道事業の整備及び管理に関すること 2 災害時における救援物資及び人員等の緊急鉄道輸送に関すること 3 その他災害対策に関すること 						
東日本電信電話株式会社 青森支店 エヌ・ティ・ティ・コミュニケー ションズ株式会社 株式会社NTTドコモ東北 青森支店 KDDI株式会社 ソフトバンク株式会社 楽天モバイル株式会社	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象警報等の市への伝達に関すること 2 災害時優先電話の利用又は「非常電報」、「緊急電報」の優先利用に関すること 3 災害対策機器等による通信の確保に関すること 4 電気通信設備の早期復旧に関すること 5 災害時における災害時用公衆電話(特設公衆電話)の設置に関すること 						
日本郵便株式会社 (木造郵便局等)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における郵便業務の確保及び災害特別事務取扱いに関すること 						

	機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
指定 公共 機関 及び 指定 地方 公共 機関	日本赤十字社青森県支部	1 災害時における医療対策に関すること 2 災害救助の協力奉仕者の連絡調整に関すること 3 義援金品の募集及び配分に関すること
	東北電力株式会社 東北電力ネットワーク株式会社 五所川原電力センター	1 電力施設の整備及び管理に関すること 2 災害時における電力供給に関すること
	日本放送協会青森放送局 青森放送株式会社 五所川原支局 株式会社青森テレビ 弘前支社 青森朝日放送株式会社 弘前支社 株式会社エフエム青森	1 放送施設の整備及び管理に関すること 2 気象予報・警報、災害情報及び被害状況等の放送並びに防災知識の普及に関すること
	公益社団法人 青森県医師会 社団法人西北五医師会	1 災害時における医療救護に関すること
	一般社団法人 青森県エルピーガス 協会西北五支部	1 ガス供給施設の整備及び管理に関すること 2 災害時におけるガス供給の安全確保に関すること
	公益社団法人 青森県トラック協会 （西北五支部） 弘南バス株式会社 （五所川原営業所） 日本通運株式会社 （五所川原営業所） 福山通運株式会社 （北東北福山通運青森支店） 佐川急便株式会社 （北東北支店青森営業所） ヤマト運輸株式会社 （東北支社青森主管支店） 西濃運輸株式会社（青森支店）	1 輸送施設の整備及び管理に関すること 2 災害時における救援物資及び人員等の緊急陸上輸送に関する こと
	日本銀行青森支店	1 災害時における通貨及び金融対策に関すること
防災上 重要な 施設 その他 の 管理者	つがる市商工会 商工業関係団体	1 会員等の被害状況調査及び融資希望者のとりまとめ、あっせん 等の協力に関すること 2 災害時における物価安定についての協力に関すること 3 災害救助用物資、災害救助・復旧用資材の確保についての協力、 あっせんに関すること
	農林水産業関係協同組合 森林組合 土地改良区	1 農林水産業に係る被害調査に関すること 2 共同利用施設の災害応急対策及び復旧に関すること 3 被災組合員に対する融資又はあっせんに関すること
	運輸業関係団体	1 災害時における輸送等の協力に関すること
	建設業関係団体	1 災害時における応急復旧への協力に関すること

	機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
公 共 的 団 体 そ の 他 防 災 上 重 要 な 施 設 の 管 理 者	その他NPO・ボランティア 等 の 各 種 団 体	1 災害時における被害状況の調査に対する協力に関すること 2 災害応急対策に対する協力に関すること
	道 の 駅 運 営 管 理 者	1 避難施設、消火設備等の点検整備に関すること 2 従業員に対する防災教育・訓練に関すること
	病 院 等 経 営 者	1 避難施設、消火設備等の点検整備に関すること 2 従業員等に対する防災教育、訓練に関すること 3 災害時における病人等の受入れに関すること 4 災害時における負傷者の医療・助産及び保健措置に関すること
	社 会 福 祉 施 設 経 営 者	1 避難誘導、消火設備等の点検整備に関すること 2 従業員等に対する防災教育、訓練に関すること 3 災害時における入居者の保護に関すること
	金 融 機 関	1 被災事業者に対する資金の融資に関すること
	学 校 法 人	1 防災教育に関すること 2 避難施設の整備、避難訓練の実施に関すること 3 災害時における応急の教育に関すること
	危 険 物 関 係 施 設 の 管 理 者	1 災害時における危険物の保安に関すること
	多数の者が出入する事業所等 (病院・百貨店・工場 等)	1 避難施設、消火設備等の点検整備に関すること 2 従業員等に対する防災教育、訓練に関すること 3 来場者等に対する避難誘導に関すること

第6節 市の自然的・社会的条件

1 位置

本市は、青森県の西北部、津軽平野の中央部から西端に位置している。

北は五所川原市、東は岩木川を境に五所川原市、中泊町に接し、西は日本海に面しており、南は弘前市、鱒ヶ沢町、鶴田町に接している。海岸線は「七里長浜」と呼ばれ、北は五所川原市から南は鱒ヶ沢町まで続き、海岸沿いには「屏風山」と呼ばれる丘陵地帯が続いており、南方には津軽の秀峰「岩木山」と世界遺産「白神山地」を望み、平野部は岩木川により育まれた広大な津軽平野が拓けている。

本市の座標は市庁所在地で北緯40度48分、東経140度22分で、広さは東西約16km、南北約28kmで、面積は253.55km²である。

2 地勢

(1) 地形及び地質

本市は、地形的には南側と西側を囲む丘陵地と、岩木川と山田川に挟まれた低地帯に二分される。

丘陵地は、南部の岩木山北麓に連なる台地と、西部の日本海と山田川の流路の間に挟在する屏風山丘陵に分類される。南部の岩木山北麓に連なる台地は、「山田野段丘」とよばれ、その北端部には木造三ツ館集落が所在している。標高は最高点の森田町鶴喰地区で60m程度、最低点の木造三ツ館地区で7m程度となる。森田町鶴喰地区での観察では、表層として20～50cm程度火山性の黒色腐植質シルト（いわゆる「ノボク」「黒ボク」）が堆積し、その下に「黄褐色粗粒火山灰土」（約13,000年前）、「褐色粘土質ローム」、岩木山の噴出物を起源とする「岩屑なだれ堆積物」が連なり、さらには基盤層としてのレキ混じりの凝灰質砂質シルト質粘土からなる洪積層の「山田野層」、後期鮮新世に堆積したと考えられる「鳴沢層」の順に堆積していた。

一方屏風山丘陵は、一般に「屏風山丘陵地」と呼ばれ、十三湖付近から鱒ヶ沢付近まで南北30km、東西3～5kmの規模を持つ。北部の車力地区の往古之木嶺では標高78.6m、南部の木造地区天皇山では標高56.7mを測るが、その他のところは平坦に砂丘が展開しており、標高20m前後で推移している。また平坦な砂丘地では、ベンセ沼や平滝沼などに代表される多くの沼沢地・湿地を内包している。地質的には第三紀層の上に今から12～13万年前の関東地方の「下末吉層」に相当するとされる屏風山層が堆積し、その上部を旧期砂丘砂、岩木山起源と考えられる褐色火山灰層、新期砂丘砂層の順で覆う。また新期砂丘砂の上を黒色腐植土が覆うところもある。

東部では屏風山層の上に「出来島段丘堆積物(出来島層)」がのり、それを新期砂丘砂が覆っている。出来島層は、今から約24000年前に鹿児島湾から噴出したとされる始良テフラ(AT)を挟み上下に二分され、下部を「館岡」、上部を「出来島層」と呼ぶこともある。著名な「出来島埋没林」は館岡層の褐色泥炭下部に位置し、放射性炭素年代測定によると約25000年前、最近の見解では約28000年前のものとされている。出来島埋没林はカラマツ属とトウヒ属が大半を占めるとされている。

一方、低地帯は、津軽平野の北西部の一部を構成する。標高は南部の柏地区で8m、北部の車力富苑地区で1m程度となる。地形的には水流により形成された自然堤防、旧河道、後背湿地などに分類され、現在の集落は自然堤防上に位置している。今からおよそ6500～5500年前とされる、いわゆる「縄文海進」に伴う海面上昇の際には、現在はつがる市北端部に位置する十三湖がつがる市域の低地帯のほとんどに広がり、「古十三湖」ともいわれる汽水域を構成していた。

海面上昇の程度は諸説あるが、考古学的調査からの見解では現在の海面水準+2～3m程度というものが一般的である。低地帯に堆積する沖積層はシルト層・泥炭層・砂層からなり、これによる自然堤防は礫層・砂層からなる。また自然堤防とこれに接する後背湿地との比高差は主に1m程度である。後背湿地では泥炭が厚く堆積し、軟弱な地盤を形成している。また車力地区田光沼付近では排水が悪く、この地区の水田はかつて「腰切田」といわれたほどのぬかるみであった。またこのような軟弱な地盤が1983（昭和58）年の「日本海中部地震」の際に大規模な「液化化現象」を引き起こす原因となったのである。

(2) 河川及び湖沼

ア 河川

本市の主な河川には岩木川と山田川がある。津軽半島の西部、津軽平野を貫流し河口近くに十三湖を形成したのち日本海に注ぐ一級河川の岩木川は、本市の東端、隣接自治体との境界部を南北に流れている。本市の中央部を南北に流れる山田川は、中流に田光沼を形成したのち、十三湖に流下している。

名 称	河川法上の種別	管理区間のうち関係する市域(上流より)
岩 木 川	一 級 河 川	国土交通省管理区間 柏桑野木田千年 → 富苑町早緑
山 田 川	一 級 河 川	青森県管理区間 森田町八重菊狄ヶ館溜池 → 富苑町小泉

イ 湖沼

本市には山田川の中流に面積1.14km²の田光沼があり、その他大小102ものため池及び沼がある。ため池及び沼の一覧は資料編のとおりである。

【資料・様式編】 資料21 ため池一覧

(3) 海岸

本市は西が日本海に面しており、その海岸線は「七里長浜」と呼ばれ北は五所川原市、南は鯨ヶ沢町まで続いている。木造地区には木造漁港、車力地区には車力漁港がある。

(4) 道路等

本市の交通体系は、次のとおりである。

ア 道路

市内主要道路としては、県管理の国道101号が市の南部を横断しており、東は五所川原市、西は鯨ヶ沢町に続いている。このほか、主要地方道が5路線、一般県道が20路線あり、幹線道路網を形成している。

イ 公共交通

東日本旅客鉄道株式会社の五能線が国道101号に並行して市の南部を東西に横断しており、

駅は木造駅、中田駅、陸奥森田駅、越水駅が設けられている。

バス路線については、弘南バス株式会社が運行する5路線がある。

3 気候・気象

本市は、日本海の影響を受ける典型的な日本海型気候であり、夏季は比較的冷涼で、内陸部から吹く偏東風（やませ）により農作物が影響を受けることがある。

冬季は強い冬型の気圧配置が続くため降雪が多く、日本海特有の強い西風による地吹雪のため交通が途絶することがあるなど、住民生活に影響を及ぼしている。一方で、日本海を北上する対馬海流が暖気をもたらすため、当地方は雪の少ない太平洋側より暖かい。

4 人口及び世帯

令和2年国勢調査による本市の総人口は30,934人で、合併前の1町4村を合算した前回国勢調査の平成12年に比べ10,386人（25.1%）の減少となっている。本市の総人口が県内に占める割合は2.5%で、これは青森県内で9番目の規模となる。男女別では男14,363人、女16,571人で、平成12年に比べ男が5,347人、女が5,039人減少している。

年齢3区分別にみると、年少人口（0～14歳）は2,903人で、平成12年に比べ2,856人（49.6%）の減少、生産年齢人口（15～64歳）は16,001人で9,501人（37.3%）の減少、老年人口（65歳以上）は12,002人で1,943人（19.3%）の増加となっている。老年人口は増加し続けており、平成12年の高齢化率は24.3%であるが、令和2年は38.8%まで上昇している。

世帯数は令和2年国勢調査によると10,823世帯で、平成12年と比べ649世帯（5.7%）の減少となっている。

(1) 総人口及び世帯数の推移

（単位：人、世帯）

区 分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
総人口	42,384	41,320	40,091	37,243	33,316	30,934
男	20,290	19,710	19,019	17,488	15,547	14,363
女	22,094	21,610	21,072	19,755	17,769	16,571
世帯数	11,158	11,472	11,508	11,473	10,984	10,823

(2) 年齢3区分別人口及び構成の推移

[人口]

（単位：人）

区 分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
総計	42,384	41,320	40,091	37,243	33,316	30,934
0～14歳	6,821	5,759	5,050	4,268	3,474	2,903
15～64歳	26,922	25,502	23,991	21,792	18,309	16,001
65歳以上	8,641	10,059	11,038	11,183	11,507	12,002

※平成17年、27年、令和2年総数には年齢不詳を含むため、内訳を合計しても総数に一致しない。

[構成比]

(単位：%)

区 分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
0～14歳	16.1	13.9	12.6	11.5	10.4	9.4
15～64歳	63.5	61.7	59.8	58.5	55.0	51.7
65歳以上	20.4	24.3	27.5	30.0	34.5	38.8

5 土地利用状況

本市の土地利用の構成は下記のとおりである。

区 分	面積 (㎡)	構成比 (%)
田	104,188,925	41
畑	33,942,686	13
宅 地	12,422,190	5
鉱泉地	27	0
池 沼	6,035,264	3
山 林	23,485,499	9
牧 場	773,538	0
原 野	9,550,098	4
雑種地	7,818,989	3
その他	55,332,784	22
合 計	253,550,000	100

6 産業及び産業構造の変化

区 分	平成 12 年		平成 17 年		平成 22 年		平成 27 年		令和 2 年	
	総数 (人)	構成比 (%)								
総数	19,977		18,963		16,839		15,881		15,508	
第 1 次産業	6,701	33.5	6,285	33.1	5,201	30.9	4,681	29.5	4,559	29.4
農業	6,608	33.1	6,143	32.4	5,083	30.2	4,544	28.6	4,435	28.6
林業	14	0.1	16	0.1	16	0.1	20	0.1	24	0.2
水産業	79	0.4	126	0.7	102	0.6	117	0.7	100	0.6
第 2 次産業	5,102	25.5	3,901	20.6	3,184	18.9	2,872	18.1	2,676	17.3
鉱業	34	0.2	15	0.1	11	0.1	6	0.1	15	0.1
建設業	2,964	14.8	2,239	11.8	1,725	10.2	1,622	10.2	1,485	9.6
製造業	2,104	10.5	1,647	8.7	1,448	8.6	1,244	7.8	1,176	7.6
第 3 次産業	8,160	40.8	8,763	46.2	8,413	50.0	7,911	49.8	8,034	51.8
電気・ガス・熱供給・水道業			32	0.2	40	0.2	39	0.2	31	0.2
情報通信業			29	0.2	23	0.1	28	0.2	37	0.2
運輸業			407	2.1	385	2.3	365	2.3	391	2.5
卸売・小売業			2,637	13.9	2,300	13.7	2,017	12.7	1,995	12.9
金融・保険業			214	1.1	201	1.2	165	1.0	178	1.1
不動産業			18	0.1	73	0.5	54	0.3	69	0.4
飲食店・宿泊業			516	2.7	628	3.7	529	3.3	503	3.2
医療・福祉			1,675	8.8	1,788	10.6	1,916	12.1	2,020	13.0
教育・学習支援業			486	2.6	418	2.5	406	2.6	451	2.9
複合サービス事業			367	1.9	295	1.8	292	1.8	250	1.6
サービス業 (他に分類されないもの)			1,480	7.8	1,412	8.4	1,348	8.5	1,401	9.0
公務 (他に分類されないもの)			902	4.8	850	5.0	752	4.7	708	4.6
分類不能	14	0.1	14	0.1	41	0.2	417	2.6	239	1.5

※第 3 次産業の分類は、平成 17 年以降の国勢調査から変更となった。

第7節 災害の記録

昭和30年代以降、本市に被害を及ぼした主な災害は、次表のとおりである。

年 月	災害種別	被 害 状 況
昭和31年5月8日	火 災	森田村猫淵地区 全 焼 住 家 27 棟 半 焼 住 家 2 棟 負傷者 4 名
昭和32年11月13日	火 災	木造町大字蓮川地区 午後11時30分 全 焼 住 家 3 棟 非住家 11 棟 半 焼 住 家 1 棟 非住家 2 棟 被害額 5,800 千円
昭和35年12月13日 〔 災害対策 〕 本部設置	火 災	木造町大字駒田地区 午後11時30分 全 焼 51 棟 被害額 47,000 千円
昭和41年3月13日	火 災	木造町大字吹原字若草（南広森） 3月13日午後11時30分 全 焼 住 家 6 棟 非住家 5 棟 被害額 12,200 千円
昭和50年8月20日	水 害	柏 村 りんご園冠水 110ha 被害額 59,500 千円
昭和51年10月11日	風 害	柏 村 りんご園 270ha 被害額 31,100 千円
昭和51年10月21日	風 害	柏 村 りんご園 270ha 被害額 60,300 千円
昭和52年2月	雪 害 (豪 雪) 融雪洪水	木造町 農 業 施 設 温室ガラス破損 1,600 枚 ナメコ被害 19,850 箱 全 壊 倉 庫 1 棟 ビニールハウス 63 棟 半 壊 住 家 1 棟 倉 庫 1 棟 出動団員 延 500 名 2月18日～3月10日 床上浸水 7 戸 床下浸水 264 戸 道 路 冠 水 2,100m 堤 防 溢 水 1,300m 水防資機材 麻 袋 (大) 5,000 枚 土のう 3,000 枚

年 月	災害種別	被 害 状 況
昭和 52 年 8 月 5 日	水 害	柏 村 りんご園冠水 110ha 被害額 38,000 千円
		木造町 床上浸水 4戸 床下浸水 42戸 堤防溢水 100m 農作物被害額 西瓜、メロン 579,510 千円
昭和 54 年 3 月	洪水 (融雪水害)	木造町 3月30～31日 低気圧の通過による融雪水害 半壊 11世帯 11棟 一部破損 住家 55棟 非在家 31棟 公共物産物 7棟 被害額 (含農業施設) 74,090 千円
昭和 54 年 10 月 19 日	風 害	柏 村 りんご園 270ha 被害額 182,000 千円
昭和 60 年 9 月 1 日	風 害	柏村 りんご園 270ha 被害額 184,800 千円
平成 2 年 11 月 4 日 ～11 月 5 日	風 水 害	車力村 半壊 1棟 一部破損 住家 113棟 農業用ハウス 39棟 被害額 85,220 千円
平成 3 年 9 月 28 日	風 害 (台風19号)	柏村 りんご園 273ha 被害額 471,980 千円
		車力村 ながいも、ながねぎ等農産物被害 被害額 7,650 千円
平成 25 年 9 月 16 日	水 害	農作物被害面積、被害額 りんご 89.6ha 204,380 千円
令和 4 年 8 月 3 日 ～ 8 月 12 日	水 害	住家被害 床上浸水 1棟 床下浸水 1棟 農作物被害面積、被害額 水 稲 1,075.4ha 1,173,710 千円 りんご 89.4ha 307,376 千円 畑作、野菜、果樹、花き 1,729.76ha 1,711,273 千円 計 2,894.56ha 3,192,359 千円

第8節 災害の想定

この計画の作成に当たっては、本市における地勢、地質、気象等の自然的条件に加え、人口、都市化の状況、産業の集中等の社会的条件並びに過去における風水害等の災害発生状況を勘案し、発生し得る災害を想定し、これを基礎とした。なお、災害の想定に当たっては、最新の科学的知見等を反映し、常に見直しを行うこととする。また、災害の想定を踏まえたハザードマップ、危険区域防災マップ等の作成に当たっても、各災害種別毎に常に見直しを行うこととする。

この計画の作成の基礎として想定した主な災害は、次のとおりである。

- (1) 台風による災害
- (2) 高潮による災害
- (3) 河川の氾濫による災害
- (4) 集中豪雨等異常降雨による災害
- (5) 豪雪による災害
- (6) 海上、航空、鉄道、道路、危険物等、大規模な火事、大規模な林野火災による事故災害
- (7) その他の異常な自然現象に伴う災害及び特殊な災害